

令和元年

第 8 回 大 磯 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

日 時 令和元年 8 月 26 日 午後 1 時 30 分から
場 所 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番	西 方 敬	9 番	竹 内 浩
2 番	柳 田 三千夫	10 番	近 藤 剛 司
		11 番	鈴 木 洋 有
5 番	野 崎 健 一	12 番	石 井 雅 浩
6 番	今 井 正	13 番	安 池 雅 美
7 番	福 島 啓	15 番	青 木 貞 治
8 番	吉 川 京 男	16 番	戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

3 番 二 宮 賢 一

3 遅刻委員

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 24 号 農用地利用集積計画書の決定について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による受理通知書について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和元年第8回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、3番二宮賢一委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、13番安池雅美委員と15番青木貞治委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第24号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第24号1番「農用地利用集積計画書の決定について」は議案書1ページと2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。
大磯町長より令和元年8月7日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第24号1番を朗読・説明》

書記 議案第24号1番の計画要請の内容は、経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

借り手は、今年の10月に大磯町に移住する予定の新規就農者で、愛知県の長久手市において利用権設定を受けて20アールの農地を借りていた実績があります。

今回は大磯町の新規就農ルールに基づき、当初は農地面積10アールで1年間の利用権設定から始めさせていただきます。

なお、8月13日に西方会長職務代理者、国府新宿地区担当の今井委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第24号1番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の今井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員（今井） 6番今井です。議案第24号1番の農地について、8月13日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は非農家の方が相続した農地で、新規就農者が借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第24号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第24号1番は原案とおり決定いたしました。なお、決定事項は、町長に通知いたします。

議長 次に、報告第1号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」については、議案書3ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番から3番を朗読》

書記 報告第1号1番から3番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書4ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和元年第8回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時00分)